

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国連邦公開市場委員会、公開市場操作対象債券のガイドラインを一部改訂

米国連邦公開市場委員会(Federal Open Market Committee of the Federal Reserve System)は昨年9月、それまで売戻し条件付き買入れの対象に限っていた政府関係機関の発行になる債券(federal agencies' securities)を新たに通常の売買操作の対象に加えることとし、これに関するガイドラインの中で、適格債券は買入れ時において残存期間5年以下のものについては3億ドル以上、残存期間5年超のものについては2億ドル以上の発行残高のある銘柄に限る扱いとする旨発表した(46年10月号「要録」参照)が、同委員会はさる2月15日、ガイドラインのこの部分を改訂し、適格決定の基準時点を従来の「買入れ時」から「債券発行時」に改める旨決定した。

同委員会では今回の修正の理由につき、当初適格であった対象債券が、時間の経過に伴う残存期間の短縮化の理由のみにより不適格となることは実務上不適当であるため、としている。

#### ◇カナダ、外資規制法案を提出

カナダ政府は、一昨年来グレイ國税長官を中心に同国への外資進出の規制に関する対策を検討してきたが、5月2日、カナダ企業の買収(takeover)に関する規制を主要内容とする外資規制法案(Foreign Takeovers Review Act)を議会に提出した。同法案につき同長官は、「外資規制の第一歩にすぎず、今後さらに必要な措置を採る可能性を排除するものではない」としているが、ペパン通産相は、「同法案の目的は外資を否定することではなく、その利益を最大のものとするところにある」旨説明しており、同法案の規制対象が買収に限られ、しかも既存のものについてはそ及しないことなどから一般には穩健な措置として受け取られている。なお、議会では与党(自由党)が十分に多数を占めているため、同法案の成立の公算は強いとみる向きが多い。

同法案の概要は次のとおり。

- (1) 資産250千ドル超ないし年収3百万ドル超のカナダの企業を買収しようとする外国投資家(外資系カナダ企業を含む)は、事前に通産大臣に対し申請を行わなければならない。通産大臣はこれを検討のうえ適当

と認めた場合には閣議に勧告を行ない、内閣は申請後90日以内に認可の可否を決定する。

- (2) 認可は、買収が雇用、生産性、技術等の面でカナダに十分な利益をもたらすと判断された場合にのみ与えられる。
- (3) 申請を要する買収とは、当該カナダ企業の株式が公開されている場合は議決権株の5%以上、また非公開の場合は議決権株の20%以上の取得をさす。ただし双方の場合とも、取得株の比率が50%未満の場合には、経営権がカナダ側にあることを立証できれば例外扱いが認められる。

#### ◇カナダ銀行、金購入資金の供給自粛要請を撤回

カナダ銀行は5月16日、特許銀行およびその他の金融機関に対して金購入資金の供給および金の先物買い助長の自粛を求めた67年12月16日付けの要請(43年1月号「要録」参照)を撤回する旨発表した。

その理由としてラズミンスキー同行総裁は、「この要請がもはや有用性を失うに至ったため」と説明している。

### 欧州諸国

#### ◇英国政府、産業開発法案を議会に提出

英国政府は5月11日、議会に「産業開発法案」(Industry Bill)を提出した。同法案は、本年3月政府により発表された地域格差是正のための諸施策の立法化を図るもので、具体的には開発地域等に立地する企業や造船業に対し補助金を交付する(4月号「要録」参照)際の諸手続を定めるとともに、77年末までに限り、原則として総額250百万ポンドをこえない範囲で、開発地域、中間地域および北アイルランド外に立地する産業にも低利貸付等資金援助を行なう権限を通産大臣に付与することを内容とするものである。

#### ◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、基準金利を引上げ

ロンドン手形交換所加盟銀行中、National Westminster, Lloyds, Midland および Williams and Glyn's の4行は6月8日、Barclaysは同12日、また Coutts は同13日、基準金利を0.5%引き上げ5.0%とし、それぞれ発表日の翌日から実施する旨発表した。これに伴い、ロンドン手形交換所加盟銀行の通知預金金利(7日もの)は基準金利を2%下回る3.0%(ただし、Midlandは6月21日以降実施し、1口25千ポンド以上の大口預金の金利のみ

は4.0%に据え置いた)、一流民間企業向け貸出金利(当座貸越)は基準金利を1%上回る6.0%と、いずれも昨年10月の水準にもどった。

本措置は、最近における①短期市場金利の強調による銀行の資金コスト上昇、②景気回復に伴う需資増大、③預金の伸び鈍化、④上記②、③を映じた銀行の準備比率の低下、などの事情から採られたものである。

#### ◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通し等を発表

西ドイツの5大経済研究所(注)は、4月27日付けで恒例の経済見通しおよび政策提言等を発表した。その要旨は次のとおり。

##### (1) 72年の経済見通し

イ. 西ドイツ経済の現状は新たな景気上昇が縮についた段階にあり、昨秋来懸念されてきたリセッションは回避できることとなった。今後は輸出が欧米主要国の景気上昇により伸長するとともに、財政支出も拡大し、個人消費も景気付加税の還付などから増大することが見込まれるほか、民間設備投資も年後半には実質では前年並みの水準まで回復するとみられる。この結果、72年のGNPは名目8.5%(前年10.7%)、実質2.5%(同2.8%)程度の伸びとなろう(別表参照)。

ロ. 一方、総需要の拡大により比較的早く供給余力が乏しくなり、新たな物価、コストの上昇が懸念される。さらに諸外国の景気拡大に伴う物価上昇が再び輸入インフレをもたらす危険もあり、本年の消費者物価の上昇は5%程度と予想される。

##### (2) 政策提言等

イ. 物価、コストの上昇は景気鎮静下においてもさして鈍化しなかったため、インフレ抑制のための景気政策は、従来景気上昇期におけるよりも早めに発動することが必要と思われる。この場合、金融政策は国際収支の均衡を主眼に運営せざるをえず、とくにEEC域内為替変動幅縮小後、金融政策面の協調が進む結果、西ドイツの金利上げは他の加盟諸国の金利上昇の範囲内に制約されることとなろう。したがって、景気調整はおもに財政政策に依存せざるをえず、しかも歳出面での操作の余地は一部の政府投資に限られているので効果は期待しがたく、結局増税等歳入面の措置が必要となろう。

ロ. さらに労使の賃金決定をめぐる行動も物価安定、雇用水準に与える影響が大きい。したがって労使間の分配闘争がいつそう激化すれば、相応の政策措置が必要となろう。

ハ. EEC域内為替変動幅縮小の結果、加盟諸国間の経済関係がいつそう緊密化した。この中で物価上昇を抑制するには、共同の目標設定と一致した経済政策の遂行が必要である。こうした協調に失敗した場合は、国際収支不均衡を是正するため平価の変更が必要となろう。もっとも、国際収支不均衡は金利政策によってある程度は対処しようと思われる。

ニ. 昨年12月の多国間通貨調整後も新たなドル流入の危険が依然存在しており、過剰準備を擁する国はドル流入に対する防衛を必要としている。このためEEC経済通貨同盟の加盟諸国は、防衛手段として為替管理手段もしくは対米ドル共同フロートの道を準備しておくこととなろう。

ホ. また世界的な物価上昇の再発を防ぐには、米国から流出した巨額の流動性のかく乱的な動きを阻止することが必要であり、そのためには準備資産として必要なドル残高をSDR等に切り替える(umwandeln)とともに、それをこえるドル残高を長期債に転換する(konsolidieren)などの方法により整理することなども考慮されるべきであろう。

(注) 民間5大経済研究所

Deutsche-Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin  
HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg  
IFO-Institut für Wirtschaftsforschung, München  
Institut-weltwirtschaft an der Universität, Kiel  
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen

#### 西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(名目、前年比伸び率・%)

	1971年 (実績)	1972年 (予測)	上 期	
			上 期	下 期
個人消費	10.8	8.5	9	8
政府消費	19.0	12.5	12	13
固定資本形成	11.7	5	4.5	5.5
うち 設 備	9.7	- 1	- 4	2
建 設	13.3	10	12.5	8.5
在庫増減*	+ 4.5	+ 4.5	+ 8.1	- 3.6
経常対外余剰*	+ 10.4	+ 13.3	+ 6.3	+ 7.0
輸出(サービスを含む)	8.7	7.5	6.5	8
輸入( " )	9.9	6	5	7
GNP(名目)	10.7	8.5	8.5	8.5
〃 (実質)	2.8	2.5	1.5	3.5
GNP デフレーター	7.7	6	6.5	5
うち 個人消費	5.3	5	5.5	4.5
固定資本形成	7.4	5	5.5	4.5

(注) \*印は期中増減(-)額(億マルク)。

### ◇西ドイツ、7.75%利付連邦鉄道債を発行

西ドイツの連邦鉄道(Bundesbahn)は5月23日、前月の中央資本市場委員会が資本市場の市況悪化に対処して表面金利を7%から8%に引き上げるよう勧告したことを考慮のうえ、表面金利7.75%ものの長期債を発行した。発行条件は次のとおり。

発行額	300百万マルク
表面金利	7.75%
期間	10年
発行価格	99⅔
応募者利回り	7.82%

### ◇西ドイツ、最低準備率引上げと再割引率削減を決定

1. ブンデスバンクは5月31日の定例理事会において、標題の措置につき次のとおり決定した。

- (1) 国内債務に対する最低準備率を7月1日以降一律8%引き上げる(ただし、対外債務の準備率は据置き、なお、新準備率は下表参照)。本措置に伴う流動性の

吸収は約23億マルクとみられる。

- (2) 金融機関に対する再割引率を7月1日以降約10%削減する。本措置に伴う流動性の削減は約22億マルクとみられる。

2. 本措置に関するブンデスバンクの説明は次のとおり。

「ブンデスバンクは、景気が徐々に上昇に向かいつつあり、かつ物価情勢に引き続き警戒を要する現状では、金融機関の与信力のこれ以上の拡大は適当でないとの結論に達した。本措置はかかる観点から、6月央から7月央にかけて実施される景気付加税(注)の払戻しによる流動性の増加(59億マルク)の大部分を相殺しようとするもので、これにより金融機関の流動性は約45億マルク圧縮される。しかし、今回の措置は金融引締めを意味するものではなく、ブンデスバンクの政策の基調には変化はない。

(注) 景気過熱防止のため、1970年8月から1971年6月にかけて増徴された法人税、所得税、労務税における10%の付加税で、1973年3月末までの適当な時期に還付されることになっていた。現在約59億マルクがブンデスバンクの特別勘定に凍結されている。

### 西ドイツの最低準備率(1972年7月1日以降)

(単位・%)

金融機関の規模	当座性債務		定期性債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1) 対象債務10億マルク以上	13.88 (12.85) 〔31.7〕	10.69 ( 9.9) 〔24.4〕	9.61 ( 8.9) 〔22.0〕		
(2) 同1億マルク以上、10億マルク未満	12.85 ( 11.9) 〔29.3〕	9.61 ( 8.9) 〔22.0〕	8.53 ( 7.9) 〔19.5〕	7.07 (6.55) 〔16.2〕	5.89 (5.45) 〔13.5〕
(3) 同1千万マルク以上、1億マルク未満	11.77 ( 10.9) 〔26.8〕	8.53 ( 7.9) 〔19.5〕	7.51 (6.95) 〔17.1〕		
(4) 同1千万マルク未満	10.69 ( 9.9) 〔24.4〕	7.51 (6.95) 〔17.1〕	6.43 (5.95) 〔14.6〕		

- (注) 1. カッコ内は対居住者債務適用旧レート(72.1.1~6.30)。〔〕内は現行の対非居住者債務適用レート。  
2. 「金融機関の規模」とは、対象となる債務残高の規模による。  
3. 「当座性債務」、「貯蓄預金」のI、IIは次の区分による。  
I……ブンデスバンクの支店、出張所所在地の金融機関  
II……その他の地域の金融機関  
4. 対非居住者債務については今回据置き。なお、71年10月23日、31日、11月7日、15日の平残をこえる部分に対し、40%の追加準備が課されている。  
5. 所要準備額の算定は、毎日平残か4基準日平残かいずれか有利な方式が可能とされていたが、72年3月1日以降対非居住者債務のうち当座性債務に限り、毎日平残に限定され厳格化された。

### ◇フランス、二重為替市場制度等を改正

1. フランス政府は、5月5日付け公認外国為替銀行あて通達(circulaire)によって、昨年8月21日実施してきた二重為替市場制度(46年9月号「要録」参照)を改正、5月7日から実施することとした。この結果、今後は輸出入取引に限らず商品サービスに関する経常取引(ただし観光関係、給料等の送金、銀行券の両替等を除く)は公定市場で行なう扱いに改められた。

上記通達による公定市場および金融取引市場の対象取引はそれぞれ次のとおり。

#### (1) 公定市場

- イ. 商品の引渡しと外国貿易付帯取引とにかかわる支払。商品の輸出入、サービスおよび3国間貿易取引に付帯するユーザンスの返済。  
ロ. サービスの提供にかかわる支払、ただし、(2)に属するものは除く。著作権等からの受取り。  
ハ. フランスおよび外国の政府、公共機関の経常取引。

#### (2) 金融取引市場

- イ. 資本取引(直接投資の実行および決済、上記(1)イ.に掲げるもの以外の借入れ、不動産の取得および売却、有価証券の取得および売却)  
ロ. 資本の果実(利子、配当金等)  
ハ. 賃金、俸給、謝礼金、年金、社会保険の保険料および違約金、賃金からの貯蓄金の送金

- ニ、その他の私的送金(贈与、扶養料の送金、移民送金、帰国送金および相続)
- ホ、観光費用および居住者の在外滞在または非居住者の在フランス滞在にかかわる費用
- ヘ、フランスおよび外国の銀行券に関する両替等の取引
- ト、為替管理上、事実証明書の提出を要しない取引
2. 同時にフランス政府は、5月5日付け政令によって為替管理を一部緩和し、5月7日から実施した。おもな改正点は次のとおり。
- (1) 海外送金関係
- イ、1,000フラン未満の海外送金はすべて公認外国為替銀行を通じ事実証明書の提出を要することなく行なうことができる(従来は300フラン未満)。
- ロ、海外での個人住宅取得のための送金は150,000フラン以内に限り自由とする。
- ハ、居住者(個人)が、非居住者たる家族に対し公正証書により行なう贈与は、1受益者当たり50,000フラン以内に限り自由とする。
- (2) 旅行関係
- イ、滞在時間24時間未満の海外渡航者のフランス銀行券持出し限度を500フランに引き上げる(従来は500フラン)。
- ロ、海外渡航者(居住者)は、観光渡航あるいは業務渡航それぞれについて認められる外貨割当額の限度内でフランス・フラン建トラペラーズ・チェックを利用することができる。
- ハ、非居住者たる旅行者は、外国銀行券を3,500フランの範囲内で事実証明書の提出を要することなく持ち出しうる(従来は500フラン)。
- (3) 輸出入取引関係
- イ、船積み後代金の最終決済までの期間が1年をこえる輸出の支払場所指定(domiciliation)の手続きは通関前に行なうこととしていたのを改め、通常の輸出の場合と統一し通関後に行なうこととする。
- ロ、当局の事前許可を要しない無為替輸出(exportation sans paiement)の限度を10,000フランに引き上げる(従来は1,000フラン)。
- ハ、少額輸入品の決済手続を簡素化する。
- ニ、原材料輸入代金の決済は、今後当該商品の発送を証明する書類の呈示(船積み時)に基づいて行なわれる(従来はフランスでの通関時まで認められなかった)。
- (4) 対外投資関係
- 年間100万フラン以内の対外直接投資は、持株会社

等に対するものを除き、当局に対する事前申告を要しない。事前申告を要しない対外直接投資の事務については公認外国為替銀行に委託し、実施状況を毎月大蔵大臣に報告させる。

3. なお、ジスカールデスタン蔵相は、上記一連の措置の発表に際し「通貨調整後の為替市場の安定、国際収支の均衡、E E C諸国間の変動幅縮小措置の実施等の事情を背景に、為替管理の簡素化と正常化を図る趣旨で決定されたものである。二重為替市場制度は国際通貨制度が妥当な程度の交換性(un degré raisonnable de convertibilité)を回復するまではなお維持する」との見解を明らかにした。

#### ◇フランス国家信用理事会、中期信用手形保有率の対象に債券を追加

国家信用理事会は5月5日、中期信用手形保有率の規制において、フランス法人の発行にかかるフランス・フラン建上場債券で残存期間7年以内のものに限り、中期信用手形の一部に代えて充当することを認める旨の決定を行なった。これは、さる3月9日フランス当局が景気支持のための一連の金融措置を決定した際、検討事項の一つとされていたものである(4月号「要録」参照)。

国家信用理事会は本措置について、「銀行の債券購入意欲を刺激することによって、フランス企業の長期資金調達円滑化に資し、また現在検討が進められているフランス銀行の買オペ対象物件に債券を加える措置とあいまって、将来、金融市場、長期資本市場間の有機的な結びつきが強まることが期待される」と説明している。

#### ◇フランス銀行、中期信用手形保有率を引下げ

フランス銀行は、中期信用手形保有率を5月18日以降従来の14%(71年7月以降)から12.5%に引き下げた。本措置に関しフランス銀行筋では、「4月末以降金融市場は季節的な繁忙期を迎えかなり引き締まり、フランス銀行の買オペ適格手形を使い果たした一部銀行筋の取りあさりもあって金融市場レートの高騰が目だっている一方、為替市場は金融市場レートの上昇を背景に外貨のフラン転換が進み、フラン相場の上昇に拍車をかけている状況にかんがみ、保有率の引下げを通じフランス銀行の買オペ適格手形である中期信用手形を市場に解放する(約20億フラン)ことにより金融市場レートをフランス銀行買オペ金利並みの水準にまで引き下げるとともに、対外的にも為替市場においてフランを他の欧州通貨以上に強めている要因を除こうとするもの」と説明している。

### ◇フランス銀行、貸出準備率を引上げ

フランス銀行は6月2日、貸出準備率を2%引き上げ4%とし(71年3月31日現在の貸出残高の90%を超過する部分につき)、6月10日から実施することを決定した。

本措置に関しフランス銀行では、「インフレがいつこうに衰えをみせず(消費者物価指数は本年1~4月中年率5.4%の上昇)、金融面でも通貨総量と銀行貸出の著しい増加をみるに至っている(本年第1四半期の通貨総量増加率は年率+19.2%、銀行貸出増加率は同+21.6%と、市中貸出規制撤廃により急増をみた前年<それぞれ+17.0%、+18.5%>をさらに上回る)情勢に対処し、通貨総量と銀行貸出の過度の増加を抑制することにより、金融面でのインフレ要因を除去することをねらいとするもの」であり、「当局としては、年初来景気支持の観点から投資の促進をねらいとして実施してきた長期金利引下げの方針には今後とも変わりなく、今回の措置は金利低下に大きなブレーキをかけることなく(本措置による資金凍結額は16億フランと比較的小額にとどまる)銀行貸出の過度の増加を抑制することを目的とするものであり、したがって、預金準備率はすべて現行のまま据え置くこととした」と説明している。このような点から、本措置は一般には銀行および金融業者に対するいわば警告(un coup de semonce)であるとみられている。

### ◇フランス、納税手形金利を引下げ

フランス政府は、6月4日付け官報で納税手形金利の引下げ(7.0→6.5%)を告示し、6月12日から実施することとした。ジスカールデスタン蔵相の説明によれば、本措置は、納税手形の利用率が比較的高い企業(とりわけ中小企業)の金利負担を軽減するために採られたものである。なお、前回の納税手形金利の引下げは昨年12月1日に行なわれている(46年12月号「要録」参照)。

### ◇フランス、最低賃金を引上げ

フランス政府は5月3日、現行時間当り最低賃金(3.94フラン、46年12月号「要録」参照)を4.06%引き上げて4.10フランとし、5月1日から実施することを決定した。本措置は、消費者物価指数が前回決定時以来2.15%上昇している(同指数、昨年10月107.1→本年3月109.4)うえ、最近一般賃金が急ピッチで上昇している事情を考慮したもの(注)である。なお、本措置の適用を受けるものは650千人(うち商工業関係400千人)に達するとみられている。

(注) 最低賃金は消費者物価が2%以上上昇した場合これにスライド

するほか、国民所得増加(一般賃金上昇)を考慮して決定されるしくみとなっているが、通例国民所得増加に対応する部分は毎年7月に上積みされる扱いとなっている。しかし、本年は国民所得増加に対応する部分の下限を規定している貸金実質増加率が急ピッチで上昇しているため、7月をまっていたのでは上積みが大幅になるので、団体協約高等委員会の勧告もあり今回取りあえず0.08フランだけ先積みした。

### ◇フランス、国鉄料金を引上げ

フランス国鉄(SNCF)は、5月1日から旅客料金を平均4.96%引き上げた(キロ当たり料金では、2等が0.121→0.127フラン、1等が0.1815→0.1905フラン)。これは、71年1月4日の引上げ(5.22%)以来のものである。一方、貨物料金はすでに4月1日から平均3.8%の引上げをみている。なお、上記措置発表の際シャマン運輸相は、昨年8月料金引上げを行なった国鉄郊外線およびパリ交通公団(46年9月号「要録」参照)については、72年中の再引上げはありえない旨言明した。

### ◇イタリア、総選挙の開票結果

5月7~8日に行なわれたイタリア上下両院の総選挙開票結果は次のとおり。

イタリアの上下両院議席数

	下 院		上 院	
	解散前	今 次 投 票	解散前	今 次 投 票
キリスト教民主党(DC)	266	267	135	135
共産党(PSI)・プロレタリア統一社会党(PSIUP)	200	179	101	94
社会党(PSI)	62	61	36	33
社会民主党(PSDI)	29	29	10	11
自由党(PLI)	31	21	16	8
イタリア社会運動(MSI)	24	} 56	11	} 26
王党(PDIUM)	6		2	
共和党(PRI)	9	14	2	5
その他	3	3	2	3
合 計	630	630	315	315

(注) 解散前とは1968年の総選挙結果。

### ◇スイス、国民投票で通貨防衛法等を承認

昨年9月の緊急決議(注1)に基づき施行された通貨防衛法(注2)(政府に対し、通貨防衛措置を講ずる法的権限を付与することを内容とする、46年10月号「要録」参照)および建設市場安定法(建設市場の過熱、建設価格の上昇を防ぐため不要不急の工事を中止または延期させる権限を政府に与えるもの)につき、6月4日、国民投票が行なわれ、いずれも圧倒的多数をもって承認された。こ

の結果、両法(いずれも3年間の時限立法)は引き続きそれぞれ74年10月、74年7月まで効力を有することとなった。

(注1) スイスにおいては、法律は原則として国会での可決後90日間施行が留保され、その間に国民から要求があればこれを国民投票に付すこととなっているが、国会の緊急決議に基づくものについては即時施行され、施行後1年以内に国民投票に付すこととなっている。

(注2) 通貨防衛法は、その目的とする外貨流入防止等がこれまでのところスイス国民銀行と市中銀行との紳士協定等によりは達成されているため、実際には発動されたことはない。

## ア ジ ア 諸 国

### ◇UNCTAD、第3回総会を開催

国連貿易開発会議(UNCTAD)は、4月13日から5月21日まで、サンチアゴ(チリの首都)で第3回総会を開催した。同総会では、国際金融、援助、貿易、後発発展途上国問題など、広範なテーマについて論議を行ない、48件に及ぶ決議を採択した。主要決議の骨子、次のとおり。

- (1) 国際通貨制度とその改革とに関する政策決定に、発展途上国の実質的参画を実現すべきである。こうした要求等を考慮して、IMFが、20か国委員会を設置するようにとの提案を好意的に取り扱うことを要請する。
- (2) SDRリンク問題が真剣な考慮に値することを確認し、IMF理事会が、①国際通貨制度改革との関連およびSDRの準備資産である役割に留意しつつ、リンク提案を完全に検討すること、②実行可能なスキームを決定するのに必要な研究報告をすみやかに総務会に提出すること、を要請する。
- (3) 援助総額については75年までにGNPの1%を、政府開発援助については70年代半までに同0.7%をそれぞれ達成するよう、先進国の努力を求める。この場合、民間直接投資や輸出信用など援助の性格に乏しい資金および既往債務の利子支払額は、いずれも援助総額から控除すべきである。
- (4) 政府開発援助については、贈与の比率を増大させるとともに、条件を緩和(金利率2%以下、返済期間25~40年以上、据置期間7~10年以上)すべきである。
- (5) 73年に予定されている国際貿易交渉(注)において、発展途上国の利益を十分に考慮し、すべての発展途上国を全面的かつ実質的に参画させることを要求する。
- (6) 特惠問題については、①現在なお特惠を実施していない特惠供与予定国は、72年ないし73年初めまでに実施すること、②特惠特別委員会を常設機関に改め、実施済み特惠の改善に関する協議を行なうこと、を要請する。

(7) 非関税障壁については、UNCTADが障壁採用国とその影響を受けている国との双方の事情を勘案のうえ、これを撤廃、緩和するための適切な措置を提案すべきである。

(8) 後発発展途上国に対する特別基金の設立、援助条件の緩和など、後発国の開発を促進するための特別措置をUNCTADで検討するよう要請する。

(注) GATTにおける貿易自由化、関税引下げなどの多角的貿易促進交渉。

### ◇タイほか4か国、金平価を切下げ

タイ、台湾、ネパール、ヨルダンおよびイスラエルは、米ドルの金平価切下げ(7.89%)が5月8日発効したのに伴い、同日以降、米ドルと同率の金平価切下げを実施した。なお、これら諸国は、昨年末の多角的通貨調整に際し自国通貨と米ドルとの交換レートを変えなかった。

各国の新金平価等次のとおり。

国名	実施日	新金平価 (1オン) (ス当り)	旧金平価 (1オン) (ス当り)	金平価 切下げ 率	対米ドル ・レート (1米ド ル当り)
タイ(注)	5月8日	バーツ 790.399 ユアン	バーツ 728.0 ユアン	7.89	バーツ 20.8 ユアン
台湾	〃 8日	1,520 ルピー	1,400 ルピー	7.89	40.0 ルピー
ネパール	〃 13日	384.750 ディナール	354.375 ディナール	7.89	10.125 ディナール
ヨルダン	〃 8日	13.5714 ポンド	12.5 ポンド	7.89	0.357 ポンド
イスラエル	〃 17日	159.6 ポンド	147.0 ポンド	7.89	4.2 ポンド

(注) タイの変動幅は、平価の上・下1%、その他4か国は同2.25%。

### ◇ラオス、二重為替レートを一本化

同国は従来、公定レート1米ドル当り240キップ(注1)と支持レート同600キップ(注2)の二重レートを適用していたが、4月3日、前者を廃止し為替レートを後者に一本化した。これは、昨年11月の支持レート切下げ(IMF方式で15.8%、46年12月号「要録」参照)にもかかわらず、生産不振、赤字財政等からインフレの高進が止まらず、依然国際収支が逆調を続けているため、応急措置として実施されたものといわれる。

(注1) 公定レートは、すず、木材の輸出、米国援助物資の輸入、政府機関の送金等為替取引全体の約1割に適用されていた。

(注2) 為替安定基金の買いさきえレート。なお、同基金は64年1月に設置され、米、英、日など主要5か国から毎年約250万米ドルの拠出を受け平衡操作を実施。

### ◇パキスタン、平価を切下げ

パキスタン政府は、印・パ紛争による混乱が一応終息

した時期をとらえ、貿易収支の改善を図り、かたがた援助再開の促進等に資するため、5月11日夜、平価の大幅切下げ等を決定、ただちに実施した。本措置の概要次のとおり。

(1) 平価切下げ

パキスタン・ルピーを1米ドル当り4.76ルピーから11ルピーに切り下げる(切下げ率56.7%)。ただし、金平価では1オンス当り166.667ルピーから418ルピーへ60.1%の切下げとなる(IMF方式)(注1)。

(2) 関連措置

イ. ボーナス証書制度(注2)による7種類の実効レートを廃止し、新レートに一本化する。

ロ. 物価対策として、大幅な輸入自由化(実施後の自由化品目約330、制限品目約25)と自由化品目中原材料、砂糖、灯油等に対する関税および各種国内販売税の減免とをそれぞれ実施する。

ハ. 公定歩合を5%から6%に引き上げ、12日から実施する。これに伴い預金金利、コール・レートはただちに1%引き上げられ、貸出金利も追って引上げの予定。

ニ. 5月12、13の両日、銀行、税関、株式・商品取引所等を閉鎖する。

(注1) 金平価と対米ドル・レートの切下げ幅が異なるのは、5月8日米ドルの金平価切下げ(7.89%)が発効した結果である。なお、従来の平均実効レートは1米ドル当り約6ルピーであるため、実質的切下げ幅は約45%。

(注2) ボーナス証書制度とは、輸出促進、輸入抑制の見地から1米ドル当り4.76ルピーのレートに、商品の種類により実質上10~100%のルピー・ディスカウントを付する制度。たとえば、生ジュートの輸出にはボーナスが加算され、1米ドル当り5.65ルピーの実効レートが適用されていた。

◇パキスタン、商業銀行貸出の規制措置等を発表

パキスタン政府は5月19日、商業銀行貸出の規制措置等を決定、近く実施する旨発表した。本措置の概要次のとおり。

(1) 大企業偏重融資の是正をねらい、国家信用諮問委員会(政府および民間代表者で構成)を設置し、同委員会の策定による産業別、地域別の融資計画を商業銀行に遵守させる。

(2) 商業銀行の役員、その縁故者および同従業員に対する貸出については、一定の限度を設け、無担保貸付を禁止する。

(3) 商業銀行に対し、預金の5%以上に相当する払込み資本金を保有し、毎年利益の10%を準備金に積み上げることを義務づける。また、一定額以上の貸倒れ債権等の償却にあたっては中央銀行の承認を要するものとする。

(4) 小口貸出について、借入れ人の信用を保証するため、中央銀行は商業銀行と共同で小規模融資保証基金を創設する。また現行の輸出信用保険制度に改善を加える。

(5) 中央銀行に対し、商業銀行の取締役を選任もしくは解任し、取締役会の代行者を任命する権限を付与し、監督を強化する。

本措置決定の背景としては、①財閥が商業銀行と主要産業の大半を支配しているため、貸出が大企業に集中し、国民の不満が強かったこと、②印・パ紛争後の経済再建策の一環として農業・中小企業向け融資の促進が要請されたこと、③銀行国有化見送りの代償として、監督強化の必要があったこと、などが指摘されている。

共産圏諸国

◇米ソ間に貿易合同委員会設置

5月22日から30日までソ連を訪問したニクソン米大統領とブレジネフ・ソ連共産党書記長との会談において、米ソ両国間の貿易拡大のため政府ベースの合同委員会を設置することがまとめられ、26日同委員会の設置に関する共同コミュニケが発表された。その概要は次のとおり。

(1) 米ソ両国間の貿易および経済協力拡大のため、「貿易問題に関するソ米委員会」を設置する。

(2) 同委員会は、①最恵国待遇の相互供与を含む一般的貿易協定の締結、②政府借款の相互供与、③両国内で通商活動を行なうための便宜供与、④貿易上の争点を解決するための調停手続に関する協定の作成、などの諸問題について話し合いを行なう。

(3) 同委員会は、さらに天然資源の開発と販売に関する米ソ共同事業の可能性についても検討する。

(4) 同委員会の第1回会議は、本年7月モスクワで開催され、その後ワシントンとモスクワで交互に開かれる。

一部には、今回のニクソン大統領の訪ソ期間中に、両国間の長期貿易協定締結を予想していた向きもあったが、ベトナム情勢の緊迫化に加え、米国側が同協定締結の前提条件としていたソ連の対米戦時債務返還問題(注)が解決しなかったことなどから、貿易協定の調印は見送られた模様。しかし、このたび設置されることとなった米ソ貿易合同委員会における今後の討議を通じて、懸案のソ連に対する米国の最恵国待遇や長期借款の供与ならびにシベリアの天然資源開発に対する米国企業の参加などについて、両国間で近く合意が成立するものと期待されており、これが実現すれば、米ソ両国間の貿易額(71

年中、往復204百万ドル)はかなりの増加を示すものとみられている。

(注) 米国は、第2次大戦中武器貸与法に基づきソ連に提供した援助物資(総額108億ドル)のうち民需品について、戦後その返済を請求していたが、返済額(米国は8億ドル、ソ連は3億ドルを主張)をめぐって双方が対立、60年以降交渉は中断されていた。その後72年4月にワシントンで交渉が再開され、今日に至っている。

#### ◇中国、1972年春季広州交易会を開催

中国は、4月15日から5月15日まで恒例の広州交易会(注)を開催した。今回の交易会には、初参加の米国を含めて90余か国からこれまでの最高の約21千人が訪問し、活発な商談が行なわれた。

わが国からは、周4条件を受け入れた友好商社および友好企業約1,550社、2,200人が参加した。成約高(暫定集計)は、日本の輸出面では、中国の第4次5か年計画(1971~75年)の順調なすべり出しを映じて輸送・建設・工作機械やプラスチック原料、化学薬品等の契約がかなり増加したものの、鉄鋼については円切上げの影響から価格の折りがつかず、まだ成約に至っていないため、総額では約70百万ドルと、前回(約100百万ドル)を下回っている。他方、輸入契約は、中国の積極的な輸出意欲もあって、繊維製品(とくに縫製品)、雑貨、大豆等を中心に好調であったが、生糸(中国側の売控え)、無煙炭(日本側の需要減退)等がやや不振で、全体として前回並みの100百万ドル程度に終わった模様。なお、この期間中、日本の都銀8行が訪中し、日中貿易決済問題等について話し合った。

(注) 広州交易会は正式には中国輸出品交易会と呼ばれるが、中国側の輸出だけではなく輸入も含めた貿易商談の主要な場となっている。

#### ◇北朝鮮の1971年度財政収支と1972年度予算

北朝鮮では、4月末に開催された最高人民会議で、6か年計画の初年度に当たる71年度(暦年)財政収支ならびに72年度予算を承認した。その大要は次のとおり。

##### (1) 1971年度決算

- イ. 規模 歳入は6,357百万ウォン(前年度比+19%、1ウォンは邦貨約130円)、歳出は6,301百万ウォン(同+24%)と、若干の黒字(56百万ウォン)を計上。
- ロ. 歳出の内容 国防費が歳出総額の31.1%(予算では30%)を占め、依然65年度以来の高水準を維持、一方、経済関係支出は前年度を27%上回り、とくに6か年計画の重要課題である「経済の自立化」や「3大技術革命」(重工業、農業、家事における省力のための技術革新)を推進する見地から、化学工業の振興、産業の機械化などを図るため、活発な投資が行なわれた。

##### (2) 1972年度予算

- イ. 規模 歳入(前年度実績比+16%)、歳出(同+17%)とも7,374百万ウォンと例年どおりの均衡予算となった。
- ロ. 歳出の内容 対外姿勢の柔軟化に対応して国防費が前年度に比べ大幅(36%)に削減され、その歳出総額に占める比率も17%に低下した反面、経済関係歳出は大幅に増加し、その大部分を占める設備投資は総額で前年度比4割増(前年度予算の前々年度比は+34%)と、化学工業(前年度比2倍)、鉱業(同1.9倍)、金属工業(同1.7倍)、機械工業(同1.6倍)等の分野に対する投資拡大が予定されている。